

## 第3項 平成18年の医療制度改革

### 1 医療制度改革までの経過

高齢化の進展に伴う医療費の伸びを受けて、平成17年4月に「経済財政諮問会議」は、医療費の伸びを経済成長の枠内に抑えるべきとする「医療費総額管理」の提言を行いました。

これに対し、厚生労働省は、経済成長に連動させて医療費を機械的に管理することは、医療の質を確保することの妨げになると主張しました。

平成17年10月、医療費総額管理の考え方に対する対案として、厚生労働省は、「医療制度構造改革試案」を発表し、日本経済や国家財政・地方財政が厳しさを増す状況の中で、医療の質を確保していくために、「医療費適正化対策」を推進するという方針を打ち出しました。

平成17年12月に政府・与党医療改革協議会で取りまとめられた「医療制度改革大綱」を受けて、政府は平成18年の通常国会に「医療制度改革関連法案」を提出し、同年6月に可決成立しました。

### 2 医療制度改革の趣旨

今回の医療制度改革の趣旨は、次の2つです。

「医療の質の確保」

患者の視点に立って、安心・安全で質の高い医療が受けられる体制を確保する。

「国民皆保険の堅持」

世界最長の平均寿命と高い医療水準を達成してきた国民皆保険制度を将来にわたって堅持する。

### 3 医療制度改革における基本的な考え方

今回の医療制度改革は、次の3つを基本的な考え方としています。

「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」

治療重点の医療から、疾病の予防を重視した保健医療体系へと転換を図っていく。

この際、生活習慣病の予防に重点を置く。

「医療費適正化の総合的な推進」

医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、医療費について過度の増大を招かないよう、経済財政と均衡が取れたものとしていく。

このため、糖尿病等の患者・予備群の減少、平均在院日数の短縮を図るなど、計画的な医療費の適正化対策を推進する。

また、医療費の無駄を常に点検するとともに、国民的な合意を得て、公的保険給付の内容・範囲の見直しを行う。